

町民課

☎ 窓口係 (125)

引越しシーズンにおける 休日の窓口開設を実施します

引越しシーズンを迎え、異動される方への利便性を考え、窓口業務(一部)を開設しますので、ご利用ください。

実施期間	3月30日(土)・3月31日(日)
開庁時間	8:30～17:15
実施場所	大崎町役場本庁
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ◆住所変更の手続き (転入、転出、転居など) ◆住所変更に伴う業務 (保険証作成、児童手当、子ども医療、納税相談、上水・下水道手続きなど)

※内容によってはお取扱いできず、後日改めてお越しいただくことがありますので、事前にお問い合わせください。



来庁される皆さま へのお願い

「なりすまし」などによる不正な申請を防止するため、各種手続きの際は、身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いしております。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、「個人番号カード(マイナンバーカード)」をお持ちの方はカードをご用意ください。

環境政策課

☎ 環境衛生係 (161・162)

転出に伴うごみ出し方法について

引越しなどで大量のごみが出て通常の指定日にステーションへ出せない場合、ルールに従って分別した後、以下の方法で搬出できます。

一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターに自己搬入(無料) ・そおりサイクルセンターへ収集を依頼する場合は有料
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターに自己搬入(無料) ・そおりサイクルセンターへ戸別回収を依頼(※月に1度かつトラック1台分は無料)
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定収集日以前に引越しなどをされる場合は、役場環境政策課環境衛生係にて資源ごみ無料搬入券の発行を受けて、そおりサイクルセンターへ自己搬入できます。 ・そおりサイクルセンターに回収を依頼する場合は有料
連絡先一覧	(有)そおりサイクルセンター ☎ 477-2455 / 清掃センター ☎ 475-2328 搬入時間 8時半～16時(12～13時は搬入できません)※日曜・祝日を除く